

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する情報提供取扱要領

令和 7 年 4 月 1 8 日 都市計画部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設廃棄物の適正なリサイクルを促進するため、加古川市における建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 10 条に基づく届出（以下「届出」という。）に関する情報について、提供希望者が迅速かつ容易に得られるよう、当該情報の提供（以下「情報提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求権者)

第 2 条 何人も、建築指導課長に対し、情報提供を請求することができる。

(情報提供の方法)

第 3 条 情報提供の方法は、情報提供の対象となる届出が紙で提出されたものである場合は写しの交付または一覧表の閲覧とし、電子申請システムで提出されたものである場合は一覧表の閲覧とする。

(情報提供の対象)

第 4 条 情報提供の対象は、請求日の属する年度の前年度及び請求日の属する年度に行われた届出に伴う書類のうち、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）に規定する様式第 1 号及び別表 1 から別表 3 までの書類とする。

2 一覧表による閲覧の対象は、法人等が届け出る建築物に係る解体工事の届出書（法定様式 1 号）記載の項目の下記項目一覧とする。

(1) 届出年月日

(2) 発注者又は自主施工者 氏名、住所及び電話番号

(3) 工事の概要 工事の名称、工事の場所、工事の規模（用途、階数、工事対象床面積の合計）、工事着手予定日及び工事完了予定日

(4) 元請業者 法人の商号又は名称、代表者氏名、住所及び電話番号

3 前 2 項に規定する書類に記載された内容のうち、加古川市情報公開条例（平成 10 年条例第 27 号）第 5 条第 1 号から第 7 号までに掲げる情報については、提供しない。

(手続き等)

第 5 条 写しの交付による情報提供を請求しようとする者は別記様式 1 を提出しなければならない。

2 一覧表の閲覧をしようとする者は別記様式 2 を提出しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、情報提供に関する手続きは、加古川市情報提供推進要綱（平成 29 年市長決定）による。

（写しの交付）

第 6 条 前条第 1 項の規定による請求において、写しの交付を求める者は、当該写しの交付に要する費用をあらかじめ納付しなければならない。

2 前項の費用は、加古川市情報公開条例施行規則（平成10年規則第37号）第 5 条第 2 項に規定する額とする。

（補則）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、加古川市情報提供推進要綱による。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

<別記様式1>

情 報 提 供 申 出 書

年 月 日

所属長名

様

申出者 氏 名

住 所

電話番号

提供を求める情報の内容	
希望する提供方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他 ()
備考	

(注1) 各欄に必要な事項を記入してください。

(注2) 「提供を求める情報の内容」欄については、担当課と相談のうえ、できるだけ具体的に記入してください。

(注3) 写しの交付に要する費用は、申出者の負担となります。

白黒10円／1枚、カラー20円／1枚

<別記様式2>

加古川市長 あて

年 月 日

申出者 住所

電話番号

法人名称

法人代表

閲覧者名

建設リサイクル法第 10 条に基づく届出に関する閲覧申請書

建設リサイクル法第 10 条に基づく届出に関する閲覧を下記のとおり申請します。なお、閲覧に際しては次の条件及び禁止事項を遵守することを誓約します。

条件

1. 建設リサイクル法第 10 条に基づく届出に関する閲覧書類を破損したり、汚損したりせず、丁寧に扱うこと。
2. 閲覧により得た情報は、閲覧目的以外に用いないこと。
3. 閲覧情報を利用して、届出関係者に迷惑行為をしないこと。

禁止事項

1. 閲覧書類は、指定の場所以外で閲覧してはならない。
2. 閲覧者は必要事項について、メモをとることはできる。また、庁内にある複写機によるコピーを行う場合に限り、持ち出し可能とする。
3. その他、閲覧の趣旨に反すると認められる事項は行ってはならない。

記

1. 閲覧日時 _____年____月____日 午前・午後____時
2. 閲覧目的 ☐調査のため ☐取材のため
☐その他()
3. 閲覧内容 _____年度 届出に関する事項